

職業に必要な
技能の習得・向上を
支援します



認定職業訓練制度 のご案内



鹿児島県職業能力開発協会

認定職業訓練とは

事業主等が行う職業訓練の内容の充実を図り、計画的・体系的に実施するため、教科・訓練期間等について厚生労働省で定める基準に適合する職業訓練を、申請に基づき知事が認定したものです。

職業訓練の内容

※期間については、訓練の実施体制等により延長できる場合があります。

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業生又は高等学校卒業生等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業生等 1 年 (総訓練時間 1,400 時間以上) 中学校卒業生等 2 年 (総訓練時間 2,800 時間以上)
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能 (高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6 月 (訓練の対象となる技能等によっては 1 年) 以下
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業生等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業生等 2 年 (総訓練時間 2,800 時間以上)
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2 年 (総訓練時間 2,800 時間以上)
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6 月 (訓練の対象となる技能等によっては 1 年) 以下
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1 年以下

職業訓練の認定を受けるには

認定を受けるためには主に次の要件を満たす必要があります。

- 事業主等が行う職業訓練であること。
- 職業訓練を的確に実施できる能力を有すること。
- 職業訓練の持続性が認められること。
- 定款等に目的等必要事項が記載されるとともに、その業務の 1 つとして職業訓練について明確な定めがあること。
- 労働基準法の特例措置が必要な場合は、都道府県労働局長の許可が受けられること。
- 訓練生数は、事業主の場合は総数で 5 人以上、団体の場合は 1 訓練科につき 5 人以上であること。
- 管理監督者コースについては、特別訓練を受けた職業訓練指導員が担当すること。

従業員等に認定職業訓練を受講させるには

従業員等を受講させるには、主に次のような条件があります。

- 原則、認定職業能力開発施設の関係団体等に加入していること。
- 雇用労働者又は労働者災害補償保険法第 33 条の規定に基づく特別加入者であること。

※条件については、各認定職業能力開発施設 (鹿児島県知事認定職業能力開発施設一覧…裏表紙に掲載) にお問い合わせ下さい。

認定職業訓練の特典等

- 中小企業の事業主が認定職業訓練を行う場合は、国及び県からその訓練経費の一部につき認定職業訓練助成事業費補助金が受けられること。
- 県又は市町村が設置する共同職業訓練施設を利用できること。
- 労働基準法における契約期間等の特例措置や労働安全衛生法における就業制限の特例を受け得ること。
- 最低賃金について特例措置を講じ得ること。
- 認定職業訓練修了者は、修了時の技能照査に合格すると、技能検定受験において有利に取り扱われること。また、準則訓練の修了者は職業訓練指導員免許を取得しようとする場合、有利に取り扱われること。
- 普通課程又は専門課程の職業訓練生で技能照査に合格した者は、技能士補と称することができること。
- キャリア形成促進助成金のうち、訓練等支援給付金を受け得ること。

【お問合せ先】

・認定職業訓練助成事業費補助金

鹿児島県商工水産部雇用労政課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL 099 (286) 3019

・キャリア形成促進助成金

独立行政法人
雇用・能力開発機構鹿児島センター業務課助成係
〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3
TEL 099 (254) 3705

参 考

技能検定制度

働く人々の有する技能・知識を一定の基準により検定し公証する国家検定制度です。試験は136の職種が設定されており、検定職種ごとに等級（特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級）に区分するものと等級を区分しない（単一等級）で実施するものがあります。

合格者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級にあつては厚生労働大臣名の、それ以外にあつては知事名の合格証書が交付されます。

職業訓練指導員

知事の免許を受けることにより、職業訓練を担当することができます。免許は、123職種が設定されています。

雇用・能力開発機構

労働者の有する能力の有効な発揮及び職業設計の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発の設置運営等の業務を行う厚生労働省管轄の独立行政法人です。業務にあたっては、求職者向けの職業訓練や在職者向けのセミナー、各種助成金の支給、キャリア・コンサルティング、それらに係る相談、援助業務を行っています。



鹿児島県知事認定職業能力開発施設一覧

訓練施設名	長期間の訓練課程（普通課程）		短期間の訓練課程（短期課程）
鹿児島高等技術専門学校 〒890-0014 鹿児島市草牟田 2-36-39 TEL 099-226-0517・FAX 099-227-3266	木造建築科 鉄筋コンクリート 施工科 左官・タイル施工科 表具科 建築塗装科 木工科 サッシ・ガラス施工 科 畳科	3年(高卒2年) 3年(高卒2年) 3年(高卒2年) 3年 3年(高卒2年) 2年 2年 3年	
鹿児島造園技術専門学校 〒892-0871 鹿児島市吉野町 11248 TEL 099-243-0058・FAX 099-244-0496			造園科 技能検定予備講習
鹿児島美容技術専門学校 〒890-0051 鹿児島市高麗町 28-1 TEL 099-284-1983・FAX 099-256-6549 http://www.synapse.ne.jp/-primatsu/kumiai.html			着付科（※）
川内技術開発センター 〒895-0044 薩摩川内市青山町 4597 TEL 0996-22-3873・FAX 0996-20-6423 http://www.synapse.ne.jp/snk/			総合建設科 パソコン科（OA コース） パソコン科（7°リケーション） CAD 科
本場奄美大島紬技術専門学院 〒894-0026 奄美市名瀬港町 15-1 TEL 0997-52-3411・FAX 0997-53-8255 http://www.oshimatsumugi.or.jp/	織布科	1年	
出水共同高等職業訓練校 〒899-0502 出水市野田町下名 5279 TEL 0996-84-2451・FAX 0996-84-2451 http://www5.synapse.ne.jp/izumi-kunkou/	木造建築科	2年	2級土木施工管理技士科 情報初級コース（※） 情報応用コース（※）
鹿児島観光技能訓練協会 鹿児島ホテル短期大学校 〒892-0846 鹿児島市加治屋町 4-25 TEL 099-239-2601・FAX 099-226-2801 http://www.nissho.ac.jp/khc	ホテルビジネス科 （専門課程）	2年	
鹿児島ビューティカレッジ 〒897-0008 南さつま市加世田地頭所 736 TEL 0993-53-2444・FAX 0993-53-2444			理・美容科
薩摩ビューティカレッジ 〒890-0063 鹿児島市鴨池 2-30-1 本田ビル 3階 302号 TEL 099-253-5049・FAX 099-253-5049			理・美容科

注 1) 上表の訓練施設名及び訓練課程については、平成 22 年度中に募集するもののみ掲載しています。

注 2) 上表の※印の訓練は自主講座です。

お問い合わせ先 鹿児島県職業能力開発協会

（平成 22 年 3 月 23 日（月）より次の住所になります。）

〒892-0836 鹿児島市錦江町 9-14

TEL099 (226) 3240・FAX099 (222) 8020 <http://www.syokunou.or.jp/>

職業能力開発促進法に基づき設立した法人で、鹿児島県と密接な連携のもとに、民間における職業訓練や職業能力の開発、職業能力評価試験の普及と促進を行なうことを目的とする公共的団体です。